

---

## 第 2 回 大 山 町 議 会 定 例 会 議 録 ( 第 5 日 )

令和 4 年 3 月 23 日 (水曜日)

---

### 議 事 日 程

令和 4 年 3 月 23 日 午前 9 時 30 分開議

#### 1 開議宣告

日程第 1 議案第 5 号 大山町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 2 議案第 6 号 大山町税条例の一部を改正する条例について

日程第 3 議案第 7 号 大山町障害者通所・通院費助成金交付条例の一部を改正する条例について

日程第 4 議案第 8 号 大山町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 5 議案第 9 号 大山町営住宅条例の一部を改正する条例について

日程第 6 議案第 10 号 大山町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 7 議案第 11 号 大山町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

日程第 8 議案第 12 号 大山町ふるさとフォーラムなかやまふれあい倶楽部条例の一部を改正する条例について

日程第 9 議案第 13 号 大山町新型コロナウイルス感染症対策資金利子補助基金条例の一部を改正する条例について

日程第 10 議案第 14 号 大山町種原辺地に係る総合整備計画の策定について

日程第 11 議案第 15 号 大山町神田・渡道辺地に係る総合整備計画の策定について

日程第 12 議案第 16 号 大山町未来づくり 10 年プラン (大山町総合計画) の「基本計画」の改訂について

日程第 13 議案第 17 号 大山町過疎地域持続的発展計画の変更について

日程第 14 議案第 18 号 町道路線の認定について (町道八重東線)

日程第 15 議案第 19 号 町道路線の一部廃止について (町道山根線)

日程第 16 議案第 20 号 町道路線の変更について (町道殿河内二本松線)

日程第 17 議案第 21 号 令和 4 年度大山町一般会計予算

日程第 18 議案第 22 号 令和 4 年度大山町土地取得特別会計予算

日程第 19 議案第 23 号 令和 4 年度大山町開拓専用水道特別会計予算

- 日程第20 議案第24号 令和4年度大山町国民健康保険特別会計予算  
日程第21 議案第25号 令和4年度大山町国民健康保険診療所特別会計予算  
日程第22 議案第26号 令和4年度大山町後期高齢者医療特別会計予算  
日程第23 議案第27号 令和4年度大山町介護保険特別会計予算  
日程第24 議案第28号 令和4年度大山町農業集落排水事業特別会計予算  
日程第25 議案第29号 令和4年度大山町公共下水道事業特別会計予算  
日程第26 議案第30号 令和4年度大山町風力発電事業特別会計予算  
日程第27 議案第31号 令和4年度大山町温泉事業特別会計予算  
日程第28 議案第32号 令和4年度大山町宅地造成事業特別会計予算  
日程第29 議案第33号 令和4年度大山町索道事業特別会計予算  
日程第30 議案第34号 令和4年度大山町水道事業会計予算  
日程第31 議案第49号 損害賠償の額を定めることについて  
日程第32 陳情第1号「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求  
める陳情  
日程第33 発議案第1号 令和4年度水田活用の直接支払交付金に関する意見書の提出につ  
いて  
日程第34 議員派遣について  
日程第35 閉会中の継続調査について（総務常任委員会 所管事務調査）  
日程第36 閉会中の継続調査について（教育民生常任委員会 所管事務調査）  
日程第37 閉会中の継続調査について（経済建設常任委員会 所管事務調査）  
日程第38 閉会中の継続調査について（広報常任委員会 所管事務調査）  
日程第39 閉会中の継続調査について（議会運営委員会 所管事務調査）

---

## 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

### 出席議員（16名）

1 番 小 谷 英 介	2 番 西 本 憲 人
3 番 豊 哲 也	4 番 島 田 一 恵
5 番 森 本 貴 之	6 番 池 田 幸 恵
7 番 門 脇 輝 明	8 番 大 原 広 巳
9 番 大 杖 正 彦	10 番 大 森 正 治
11 番 杉 谷 洋 一	12 番 近 藤 大 介
13 番 吉 原 美 智 恵	14 番 岡 田 聰

---

欠席議員(なし)

---

欠員(なし)

---

事務局出席職員職氏名

事務局長 …………… 野間 光 書記 …………… 三谷 輝 義

---

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 竹口 大 紀 教育長 …………… 鷺見 寛 幸  
 副町長 …………… 吉尾 啓 介 総務課長 …………… 金田 茂 之  
 財務課長…………… 井上 龍 水道課長 …………… 竹村 秀 明  
 こども課長…………… 角 田 雅 人

---

午前 9 時 30 分開会

○議長(米本 隆記君) 皆さん、おはようございます。

3 月定例会も、いよいよ本日が最終日となりました。ただいまの出席議員は 16 名です。

定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

日程第 1 議案第 5 号

○議長(米本 隆記君) 日程第 1、議案第 5 号 大山町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします

これから討論を行います。討論はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長(米本 隆記君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 5 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[ 賛成者起立 ]

○議長(米本 隆記君) 起立多数です。

したがって、議案第 5 号は、原案のとおり可決されました。

---

日程第 2 議案第 6 号

○議長（米本 隆記君） 日程第 2、議案第 6 号 大山町税条例の一部を改正する条例についてを議題とします

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 6 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第 6 号は、原案のとおり可決されました。

---

### 日程第 3 議案第 7 号

○議長（米本 隆記君） 日程第 3、議案第 7 号 大山町障害者通所・通院費助成金交付条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 7 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第 7 号は、原案のとおり可決されました。

---

### 日程第 4 議案第 8 号

○議長（米本 隆記君） 日程第 4、議案第 8 号 大山町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 8 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって議案第 8 号は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第5 議案第9号

○議長（米本 隆記君） 日程第5、議案第9号 大山町営住宅条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第9号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第6 議案第10号

○議長（米本 隆記君） 日程第6、議案第10号 大山町 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第10号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第10号は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第7 議案第11号

○議長（米本 隆記君） 日程第7、大山町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第11号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第11号は、原案のとおり可決されました。

日程第 8 議案第 12 号

○議長（米本 隆記君） 日程第 8、議案第 12 号 大山町ふるさとフォーラムなかやまふれあい倶楽部条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議員（7 番 門脇 輝明君） 議長、7 番。

○議長（米本 隆記君） 7 番 門脇議員。すいません、討論ありますので、まず、原案に反対者の発言を許します。反対ですか。

○議員（7 番 門脇 輝明君） はい。

○議長（米本 隆記君） はい、どうぞ。

○議員（7 番 門脇 輝明君） はい、私は、この条例改正に反対の立場で討論をさせていただきます。反対の理由は二つあります。

その一つは、改正案は、条例を改正された条例をそのまま適用すると、利用者の負担増になるからです。

二つ目は、同時に改正されるべき公の施設の管理に関する協定、これの改正案が示されていないことです。今回、条例改正する目的は、照明使用料の明確化だと認識しております。では、なぜそれが負担増になるのか。議案を見ていただきたいと思います。現条例では、別表の備考に、照明使用料とあるとおり、上屋付多目的広場使用料は、照明使用料を含んでいますが、改正案では、上屋付多目的広場使用料の金額は変わらず、別に、照明使用料 320 円を納入することになっております。

当然、現条例の第 7 条には、町長が特に必要があると認めるときは、使用料を減免できると定められていますので、必要があれば、従来どおりの金額まで減額することは可能でございます。

しかし、特に必要があると認めるときとは、具体的にどんなときは条例にも規則にも書いてありません。多分、運用方針とか取扱い要綱とか、私たちの目に届きにくいところで決められているのでしょう。

今回、条例を改正したとしても、こういった取扱いや運用で、実質的には、これまでと同様な負担にすることは可能だと思います。また、逆の面から見ると、現在の条例のままでも、照明使用料を明確にするという改正する目的は、運用で達成できると言えます。

反対の理由の二つ目、この施設の管理については、指定管理者の指定が行われていません。指定に当たって、公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例に基づき、町と指定管理者の間で、管理に関する協定書が取り交わされています。この公の施設の管理条例、8 条第 2 項第 4 号には、協定で定める事項として、利用料金に関する事項が挙げられております。ここで言う利用料金は、ふるさとフォーラムなかやまふれあい倶楽

部条例に定められた使用料のことです。

今回の条例改正は、明らかにこの利用料金に関する事項を変更するもので、協定書、併せて改正すべきですが、このことについて指定管理者と協議をしたのかも説明がございません。

議会は、町長の行政運営をチェックする責任が、町民から負託されております。そして、条例は、町長が行う行政運営の基本となるもので、それを決めるのは議会でございます。私たちは、このような不十分な内容の条例をこのまま決定していいのか、それとも、差戻してより整理された条例が、再度上程されるのを望むのか、選択をしなければなりません。

再度申し上げますが、実務としては、現在の条例の運用で、特に支障なく処理できるので、わざわざ不十分な内容の条例改正を追認する必要はないのです。皆さんが、適切な反対を下されますよう期待して、反対討論とします。以上です。

○議長（米本 隆記君） 次に、賛成者の発言を許します。ありませんか。

次に反対者の発言を許します。ありませんか。

そのほか討論ありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 12 号を採決します。お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[ 賛成者起立 ]

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第 12 号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第 9 議案第 13 号

○議長（米本 隆記君） 日程第 9、議案第 13 号 大山町新型コロナウイルス感染症対策資金利子補助基金条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから討論を行います。討論はありますか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 13 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[ 賛成者起立 ]

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第 13 号は、原案のとおり可決されました。

---

日程第 10 議案第 14 号

○議長（米本 隆記君） 日程第 10、議案第 14 号 大山町種原辺地に係る総合整備計画の策定についてを議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 14 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第14号は、原案のとおり可決されました。

---

日程第 11 議案第 15 号

○議長（米本 隆記君） 日程第 11、議案第 15 号 大山町神田・渡道辺地に係る総合整備計画の策定についてを議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 15 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第 15 号は、原案のとおり可決されました。

---

日程第 12 議案第 16 号

○議長（米本 隆記君） 日程第 12、議案第 16 号大山町未来づくり 10 年プラン（大山町総合計画）の「基本計画」の改訂についてを議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 16 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第16号は、原案のとおり可決されました。

---

日程第 13 議案第 17 号

○議長（米本 隆記君） 日程第 13、議案第 17 号 大山町過疎地域持続的発展計画の変更について、を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 17 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって議案第17号は、原案のとおり可決されました。

---

日程第 14 議案第 18 号

○議長（米本 隆記君） 日程第 14、議案第 18 号 町道路線の認定について（町道八重東線）を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 18 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって議案第18号は、原案のとおり可決されました。

---

日程第 15 議案第 19 号

○議長（米本 隆記君） 日程第 15、議案第 19 号 町道路線の一部廃止について（町道山根線）を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 19 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって議案第19号は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第 16 議案第 20 号

○議長（米本 隆記君） 日程第 16、議案第 20 号 町道路線の変更について（町道殿河内二本松線）を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[ 賛成者起立 ]

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第 20 号は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第 17 議案第 21 号 ～ 日程第 30 議案第 34 号

○議長（米本 隆記君） 日程第 17、議案第 21 号 令和 4 年度大山町一般会計予算から日程第 30、議案第 34 号 令和 4 年度大山町水道事業会計予算まで計 14 議案を一括議題とします。

令和 4 年度予算審査特別委員会の審査結果の報告を求めます。

委員長 森本貴之議員。

○令和 4 年度予算審査特別委員長（森本 貴之君） 令和 4 年度予算審査特別委員会報告書、令和 4 年 3 月 23 日、大山町議会議長 米本隆記様。

令和 4 年度予算審査特別委員会委員長 森本貴之。

令和 4 年度予算審査特別委員会に付託された議案について審査したので、会議規則第 77 条の規定により下記のとおり報告します。

記、

##### 1. 事件名

議案第21号 令和4年度大山町一般会計予算

議案第22号 令和4年度大山町土地取得特別会計予算

議案第23号 令和4年度大山町開拓専用水道特別会計予算

議案第24号 令和4年度大山町国民健康保険特別会計予算

議案第25号 令和4年度大山町国民健康保険診療所特別会計予算

議案第26号 令和4年度大山町後期高齢者医療特別会計予算

議案第27号 令和4年度大山町介護保険特別会計予算

議案第28号 令和4年度大山町農業集落排水事業特別会計予算

議案第29号 令和4年度大山町公共下水道事業特別会計予算

議案第30号 令和4年度大山町風力発電事業特別会計予算

議案第31号 令和4年度大山町温泉事業特別会計予算

議案第32号 令和4年度大山町宅地造成事業特別会計予算

議案第33号 令和4年度大山町索道事業特別会計予算

議案第34号 令和4年度大山町水道事業会計予算

2. 事件の内容 令和4年度各会計予算の審査

3. 審査の経過及び審査の結果、令和4年3月4日に設置された、本特別委員会は14議案について付託を受けた。同日、分科会方式により審査を行う事を決定し、令和4年3月7日から6日間、審査を行うとともに、3月17日に全体会を委員全員で行った。

審査の結果、付託された14議案すべてを可とすべきものと決した。

4. 令和4年度予算の特徴

令和4年度大山町一般会計予算。

一般会計予算は、総額110億円で、令和3年度当初と比較すると11億6,000万円(11.8%)の増となっている。

(歳入について)

町税収入は、15億3,125万円で、前年度比234万円(0.2%)の増となっている。町民税や法人税の増を見込んでいることが主な要因である。

地方交付税は、48億円で、前年度比2億4,000万円(5.3%)の増となっている。普通交付税は、地域デジタル社会推進費や教育情報化関係経費の増を見込んだことが主な要因である。特別交付税は2,000万円の増と見込まれている。

町債は、9億4,330万円で、前年度比1億4,840万円(18.7%)の増となっている。前年度が骨格予算であったことや新規事業として、名和中学校技術棟改築事業などによる、教育債の増が主な要因である。

(歳出について)

義務的経費は、人件費が22億3,742万円で、前年度比340万円(0.2%)の増となっている。会計年度任用職員報酬や、共済組合負担金の増が主な要因である。投資的経費のうち、普通建設事業費が13億2,600万円で、前年度比7億2,652万円(121.2%)の増となっている。前年度は骨格予算であったため、政策的経費の計上が見送られている事が主な要因である。

その他経費のうち物件費が、19億5,297万円で、前年度比1億6,153万円(9.0%)の増となっている。保育所給食調理業務委託料の増などが主な要因である。

補助費等は、14億5,532万円で、前年度比2億5,720万円(21.5%)の増となっている。学校給食費補助金の増などが主な要因である。

積立金は2億130万円で前年度比1,093万円(5.7%)の増となっている。ふるさと応援基金積立金や、大山町森林整備基金積立金の増などが主な要因である。

主な新規事業としては、既存物件の改修費の補助を行うことで、滞在時間などを確保し、移住につなげることを目的とした、ショートステイ物件創出事業補助金に 1,000 万円、小中学生の修学旅行費の一部を助成するための修学旅行費助成金に 829 万円、児童生徒のリスニング能力やスピーチ能力を伸ばすためのオンライン英会話サービス利用料に 310 万円、都内の事業者の福利厚生事業に活用されるワーケーション受け入れのためのファミリーワーケーション事業委託料に 100 万円、高齢者等の予防事業の充実を図るため、運営体制の構築を目指す研修などを行うための地域コミュニティケア事業委託料に 140 万円、高齢者に対して補聴器本体の購入費の一部を助成するための、高齢者補聴器購入費助成事業に 30 万円、教育環境の改善を図るため、大山小学校体育館防災機能強化工事に 2,523 万円、大山西小学校グラウンド改修事業に 5,642 万円、名和中学校技術棟改築工事に 1 億 3,079 万円などが計上されている。

継続事業としては、西部広域行政管理組合負担金（消防費）として、大山消防署に女性職員が勤務できるよう改修するためなどの事業に、前年度比 458 万円増の 2 億 4,657 万円が計上されている。ふるさと応援寄付金は 4 億円を見込んでいる。名和公民館事業として、例年実施されていた通学合宿の代替事業として、夏季の宿泊体験合宿が予定されている。スクールソーシャルワーカー等活用事業において、教育相談体制の強化として、スクールソーシャルワーカーを 1 名から 4 名へ増員するため、前年度比 645 万円増の 1,012 万円が計上されている。子育て支援事業として、小中学校給食費の全額補助をするために、6,719 万円が計上されている。安心な道づくり街灯設置事業として、通学路などに街灯を設置し、歩行者の安全を確保するため、新たに 50 基程度を設置するために、500 万円などが計上されている。

特別会計については、以下の通りである。

令和 4 年度大山町土地取得特別会計予算。

総額は、8 万円で、土地開発基金から生じた利子を基金に積立するものである。

令和 4 年度大山町開拓専用水道特別会計予算。

総額は、1,991 万円で前年度比 1,021 万円の増となっている。主な事業は、中山 3 期農業競争力強化基盤整備事業等で、一般会計繰出金は 1,080 万円が計上されている。

令和 4 年度大山町国民健康保険特別会計予算。

総額は、21 億 8,354 万円で、前年度比 2,241 万円の減になっている。人工知能（AI）を活用した受診勧奨事業の継続実施や人間ドック助成金を令和 4 年度から増額し、受診勧奨を進めるために疾病予防費として、738 万円など、受診率向上に向けての予算となっている。

令和 4 年度大山町国民健康保険診療所特別会計予算。

総額は、3 億 2,311 万円で、前年度比 897 万円の減となっている。大山口診療所において、備品購入費として超音波診断装置（エコー検査装置）660 万円が計上されている。

各診療所の人件費をはじめ、管理運営に係る予算が例年並に計上されている。

令和4年度大山町後期高齢者医療特別会計予算。

総額は、2億6,015万円で前年度比2,996万円の増となっている。後期高齢者医療費について、令和4年10月1日から、75歳以上の一定以上所得のある人の医療費の窓口負担が1割から2割負担へ変更となるため、後期高齢者医療対象の町民へ制度周知のパンフレットを送付予定である。

令和4年度大山町介護保険特別会計予算。

総額は、23億6,711万円で前年度比8,054万円の増となっている。介護給付費等費用適正化事業として、242万円が計上されている。介護給付費が今後上昇していくことが予測されるなか、保険料の上昇を抑制するためにも新たなシステムを導入し、介護給付の適正化を図るものである。

令和4年度大山町農業集落排水事業特別会計予算。

総額は、4億8,998万円で前年度比3,608万円の増となっている。主なものは、施設老朽化に対する修繕料と委託料の増である。

令和4年度大山町公共下水道事業特別会計予算

総額は、3億8,159万円で前年度比2,211万円の減となっている。大山口地区の団地増による下水排水能力については、現状、支障はないという報告である。

令和4年度大山町風力発電事業特別会計予算。

総額は、3,955万円で、前年度比1万円の増となっている。令和2年度からこれまで起債償還に充てていた部分については、令和4年度においても基金への積み立てとされる。

令和4年度大山町温泉事業特別会計予算。

総額は、494万円で、前年度比7万円の減となっている。歳入の主なものは、温泉使用料として、ナスパルタウン分252万円、温泉館分120万円である。

令和4年度大山町宅地造成事業特別会計予算。

総額は、1,198万円で、前年度比1,330万円の減となっている。主な減額の要因は、不動産売払収入の減である。令和4年度は、ナスパルタウン全110区画のうち、残り2区画の完売を見込み1,196万円が計上されている。

令和4年度大山町索道事業特別会計予算。

総額は、2,439万円で、前年度比320万円の減となっている。歳出の主なものは、リフト敷地借地料971万円、イベント負担金及び補助金309万円などである。

令和4年度大山町水道事業会計予算。

収益的収入は3億582万円で、収益的支出は3億409万円となっている。資本的収入は1億7,253万円で、資本的支出2億5,996万円となっている。資本的支出の主な事業は、中山地区水道管路緊急改善工事設計業務委託に1,940万円、中山地区水道管路緊急

改善工事に1億2,045万円などである。以上で報告といたします。

- 議長（米本 隆記君） これで令和4年度予算審査特別委員長の報告を終わります。  
これから1議案ごとに 討論・採決を行います。

---

#### 日程第17 議案第21号

- 議長（米本 隆記君） 日程第17、議案第21号 令和4年度大山町一般会計予算を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

- 議員（12番 近藤 大介君） はい、議長、12番、反対討論。

- 議長（米本 隆記君） 12番 近藤議員。

- 議員（12番 近藤 大介君） 私は本案に反対の討論をいたします。

このたびの一般会計予算の総額は110億円です。この10年でも最も大きい金額になっています。町の一般会計予算は、町民の暮らしを守る大切なお金です。直近の国勢調査の結果では、大山町の高齢化率は40%を超えました。近隣の町村では最も厳しい数字です。町民の4割が高齢者であり、既存の集落では、住民の半数以上が高齢者であるという集落、自治会もたくさんあります。地域社会の担い手が減少する中、農地や生活道の維持管理、高齢者世帯の見守り、地域文化、伝統の継承、そして増えていく空き家の問題など、地域の課題は年々深刻になっています。

今回の予算には、町民の生活を守るために必要な予算も、当然含まれてはおりますけれども、深刻な町政の課題に向き合い、我が町の明るい未来を切り開くような、将来に向けた必要な投資を感じさせる予算がありません。

町行政が作成した令和4年度予算の説明書によれば、当初予算の主な事業を35項目挙げておりますけれども、この中で最も金額が大きいのは、学校給食費補助金6,719万9,000円です。金額の大小が、必ずしも全てではありませんけれども、110億円の予算の最も重要な目玉が、給食費の無償化であるということに、私は寂しさを禁じ得ません。今回の予算では、この給食費無償化のほかにも、小中学校の修学旅行への助成金や、2歳児の保育料無償化などの予算が新たに計上されています。高校生の通学費の助成とあわせ、竹口氏が町長になって、新たに始めた子育て世代への経済支援は、年額1億円を超えるになりました。

年額1億円。110億円の予算総額から見れば、多くないと思われる方もあるかもしれませんが、町民の皆さんからいただく税金は約15億円、これを含む自前の財源は30億円に満たないのが、我が町の財政状況であり、ここから毎年1億円を捻出することは、本来そう簡単なことではありません。その1億円の経済支援も、子供の未来に直接投資されるものではなく、あくまでも保護者に対しての負担軽減であります。

その1億円の費用に見合う効果はどのようなことが期待できるのでしょうか。学校給食費が無償であるから、安心して子供を産み育ててくださいねという話は、本質的な課題とかけ離れていると思いますし、さりとて、成果を期待しないのに、1億円の負担増は、あまりにも重いものであります。

少子高齢化に伴い、子育て世代には、社会保障費用の負担が増えていますから、その負担軽減はある程度必要であると思いますが、私は、同じ1億円をかけるのであれば、教育環境が充実するような施策であるとか、子育てが楽しいと思える施策の充実をもっと図っていくべきだと思います。

近年、大山町で少子高齢化が進む中、大山中学校周辺や名和小学校周辺、一部地域では、宅地開発が進み、子育て世帯が増えているエリアがあります。このことだけをとらえれば、喜ばしいことではあります。一方では、既存の集落では本当に深刻な少子高齢化が進んでおります。この喫緊な課題にしっかりと取り組んでいく必要があるかと思えます。

また、現在、大山中学校周辺で新たに、5階建て35戸の賃貸住宅の整備が町によって進められていますけれども、片方では、中山地区での宅地造成であったり、賃貸住宅の整備、こういったことの計画は全く遅れている状況にあります。

本来、格差が広がらないように、あるいは既にある格差に対応して、住民の福祉向上を図ることが、行政であるにもかかわらず、現在の施策では、そうした格差に対しての施策が全くできていないのではないのでしょうか。

非常に難しい課題ではありますけれども、若い竹口町長には、しっかりとそういったところに取り組んでいただいでですね、既存の農村集落も含めて、大山町に、力強い活性化ができることを期待しております。

そういった期待の意味を込めて、竹口町長ならできるだろうという意味を込めて、今回は反対の討論とさせていただきます。

○議長（米本 隆記君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

次に反対者の発言を許します。ありませんか。

○議員（10番 大森 正治君） 議長、10番。

○議長（米本 隆記君） 10番 大森議員。

○議員（10番 大森 正治君） 私は、令和4年度大山町一般会計予算、これに反対の立場で討論します。

先ほど、近藤議員がこの予算についての反対討論されましたけれども、私は近藤議員が指摘した点については、大いに賛成する立場で討論をしたいと思っております。

それ以外の部分で反対がありますので、述べさせていただきます。

このたびの当初予算には、少子化対策のために2歳児の保育料無償化、チャイルドシート購入費補助の増額、小中学校修学旅行費の助成、学校給食費の全額助成、子供の予防接種助成の増額が盛り込まれております。

これは、日本において、現在、教育費とか子育ての負担が非常に大きいと言われております。そういう中において、地方自治体がこういうふうな、保護者の負担軽減に配慮した、子育て支援策として、また、憲法がうたう義務教育の無償化の観点からも、私は大いに歓迎するものであります。

高齢者への補聴器購入費助成は、県内でも、早い導入であり、これまでの高齢者福祉をさらに推進する事業として評価したいと思っております。そのほか、暮らし、教育、健康や福祉、産業などで、新規事業、継続事業問わず、積極的なまちづくりを目指す予算になっていると思います。

そのような点から、本予算に賛成したい気持ちは、私はやまやまあるわけですが、今年度も変わらず提案されている同和関連予算には賛成することができません。当然、住む集落によって、格差や差別があることは、人権上許されることではありません。そのために、国を挙げての同和対策事業が30年以上にわたって取り組まれ、その努力の結果として、同和問題は、今や社会的問題として、基本的に解決した状態にあると認識しております。

そのあかしとして、この大山町でも取り組んでいることとして、当初、部落差別をなくすための人権啓発として始まりました小地域懇談会、これは、そのテーマが、当初の部落差別から障害者差別や女性差別などに変わってきたこと。あるいは同和地区の相談員への相談内容に、部落差別に関する相談は、最近ではないということにも現れております。また、同和地区の人たちから、特別な対策はもう必要ないという声も少なからず聞こえてきます。

大山町では、同和地区に限った特別な事業として、今の地区活動費の補助金、進学奨励交付金、固定資産税の減免、生活相談員による相談事業、地区進出学習会補助金などがあります。同和地区に対する差別と格差の問題が、基本的に解決している現状の中で、これらの同和施策がどれだけ有効なのか、私は甚だ疑問であると言わざるを得ません。

よって、本予算には反対せざるを得ません。以上です。

○議長（米本 隆記君） 次に、賛成者の発言を許します。ありませんか。

次に、反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第21号を採決します。お諮りします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[ 賛成者起立 ]

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって議案第 21 号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第 18 議案第 22 号

○議長（米本 隆記君） 日程第 18、議案第 22 号 令和 4 年度大山町土地取得特別会計予算を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 22 号を採決します。お諮りします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[ 賛成者起立 ]

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって議案第 22 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第 19 議案第 23 号

○議長（米本 隆記君） 日程第 19、議案第 23 号 令和 4 年度大山町開拓専用水道特別会計予算を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 23 号を採決します。お諮りします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[ 賛成者起立 ]

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第 23 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第 20 議案第 24 号

○議長（米本 隆記君） 日程第 20、議案第 24 号 令和 4 年度大山町国民健康保険特別会計予算を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 24 号を採決します。お諮りします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[ 賛成者起立 ]

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第 24 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第 21 議案第 25 号

○議長（米本 隆記君） 日程第 21、議案第 25 号 令和 4 年度大山町国民健康保険診療所特別会計予算を議題とします

これから討論を行います。討論はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 25 号を採決します。お諮りします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[ 賛成者起立 ]

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第 25 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第 22 議案第 26 号

○議長（米本 隆記君） 日程第 22、議案第 26 号 令和 4 年度大山町後期高齢者医療特別会計予算を議題とします

これから討論を行います。討論はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 26 号を採決します。お諮りします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[ 賛成者起立 ]

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第 26 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

---

日程第 23 議案第 27 号

○議長（米本 隆記君） 日程第 23、議案第 27 号 令和 4 年度大山町介護保険 特別会計予算を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 27 号を採決します。お諮りします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第 27 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

---

日程第 24 議案第 28 号

○議長（米本 隆記君） 日程第 24、議案第 28 号 令和 4 年度大山町農業集落排水事業特別会計予算を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 28 号を採決します。お諮りします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第 28 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

---

日程第 25 議案第 29 号

○議長（米本 隆記君） 日程第 25、議案第 29 号 令和 4 年度大山町公共下水道事業特別会計予算を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 29 号を採決します。お諮りします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[ 賛成者起立 ]

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第 29 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第 26 議案第 30 号

○議長（米本 隆記君） 日程第 26、議案第 30 号 令和 4 年度大山町風力発電事業特別会計予算を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 30 号を採決します。お諮りします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[ 賛成者起立 ]

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第 30 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第 27 議案第 31 号

○議長（米本 隆記君） 日程第 27、議案第 31 号 令和 4 年度大山町温泉事業特別会計予算を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 31 号を採決します。お諮りします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[ 賛成者起立 ]

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第 31 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第 28 議案第 32 号

○議長（米本 隆記君） 日程第 28、議案第 32 号 令和 4 年度大山町宅地造成事業特別会計予算を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 32 号を採決します。お諮りします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[ 賛成者起立 ]

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第 32 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第 29 議案第 33 号

○議長（米本 隆記君） 日程第 29、議案第 33 号 令和 4 年度大山町索道事業特別会計  
予算を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 33 号を採決します。お諮りします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[ 賛成者起立 ]

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第 33 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第 30 議案第 34 号

○議長（米本 隆記君） 日程第 30、議案第 34 号 令和 4 年度大山町水道事業会計予算を  
議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 34 号を採決します。お諮りします。

本案に対する 委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[ 賛成者起立 ]

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第 34 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

ここで休憩といたします。再開は 10 時 45 分といたします。

午前 10 時 30 分休憩

---

午前 10 時 45 分再開

日程第 31 議案第 49 号

○議長（米本 隆記君） 日程第 31、議案第 49 号 損害賠償の額を定めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。竹口 大紀 町長。

○町長（竹口 大紀君） 議案第 49 号 損害賠償の額を定めることについては、放課後児童クラブ活動中の事故による損害賠償の額を決定するため、地方自治法第 96 条第 1 項第 13 号の規定により議会の議決を求めるものであります。

損害賠償の額、相手方、事故の概要は、お手元に配布しております議案書のとおりであります。

以上で、議案第 49 号の提案理由の説明を終わります。

○議長（米本 隆記君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案 第 49 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第 49 号は、原案のとおり可決されました。

---

日程第 32 陳情第 1 号

○議長（米本 隆記君） 日程第 32、陳情第 1 号 「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情を議題とします。

審査結果の報告を求めます。総務常任委員長 門脇輝明議員。

○総務常任委員長（門脇 輝明君） 報告をいたします。

今回、本委員会に付託された陳情第 1 号 「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情について、3 月 10 日に全委員 5 人で審査した結果、次のとおり決定しましたので、会議規則第 94 条第 1 項の規定により報告します。

採択とする意見は、労働者の賃金が下落している実態がある。最低賃金は上昇してい

るが、そのテンポは遅い。世界の平均は 1,200 円程度であり、1,500 円を目指して取り組むべきだ。国内で地域格差があるので、なくす必要があるというものです。

不採択とする意見は、全国一律の最低賃金とすることは、地域によって物価が異なる現状においては、結果として不公平が生じる。

また、財源として、防衛費の削減や企業の内部留保に対する課税を提言しているが、厳しい国際情勢を考慮すると採択することはできない。

採決の結果、採択 2、不採択 2 となったため、大山町議会委員会条例第 15 条第 1 項の規定により、不採択とすべきものと決しました。以上で報告を終わります。

○議長（米本 隆記君） これから陳情第 1 号 「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議員（10 番 大森 正治君） 議長、10 番。

○議長（米本 隆記君） 10 番 大森議員。これは委員長報告に対する反対討論ですか。

〔「委員長報告に対して反対の討論」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） はい、じゃあ大森議員。

〔「原案に対して、陳情に対しての賛成」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） いいですか。陳情に対する委員長の報告が不採択ですので、採択の発言ですね。どうぞ。

○議員（10 番 大森 正治君） 最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書の採択を求める陳情書に賛成の討論をいたします。

私はこの陳情は、本当に真っ当な陳情だろうと思います。日本はこの 25 年間、労働者の賃金が上がらない国になっている。そのことは皆さんも、御承知だろうと思います。

労働者の最低賃金をどこに住んでいても、一律に引き上げることによって、労働者、ひいては、国民全体の賃金を上げることになります。賃金が上がれば、国民の消費購買力が上がる。消費購買力が上がれば、企業の生産力も上がる。企業の生産力が上がれば、経済が活性化される。というように経済の好循環が生まれていきます。最低賃金を引き上げることによって、悪影響も出ます。それは受けやすいのが中小企業であります。

そこで、この陳情の提言としてあるわけですが、中小企業には、国が最低賃金引上げに見合った助成金を支給する。また、企業の負担が増える社会保険料、これを国が一部負担することであると。その予算に必要な財源というのは、年々膨張している防衛費の削減と、それからこれも増え続けている、今や 460 兆円を超える大企業、これの内部留保、積立金、これに課税をして、大企業に応分の負担をしてもらおうと。そのことによっ

て、生み出すという提言であります。

さらには、大企業は下請企業に、単価を値切るようなことをせずに、公正で適正な取引をするよう提言もしております。大企業に負担を求めると、海外に出ていってしまうという議論をよく聞きますけども、企業が海外に進出していくのは、海外の安い賃金を求めてということが最も大きな理由だということが挙げられております。

この陳情意見書にあるとおり、国が中小企業へ最大限の支援をすることによって、OECD の諸国のように、最低賃金 1,500 円以上を目指し、全国一律の最低賃金制度を確立する、それによって、循環型の地域経済を確立していくことができるというものであります。

とりわけ今、コロナ禍によって大きな打撃を受けている中小零細企業を救済し、現在の最低賃金並みで働く非正規雇用労働者の暮らしを守るために、このような大胆な、最低賃金の改善と中小企業への支援の拡充が求められているのではないのでしょうか。

ぜひ、政府や最低賃金審議会へ、陳情を上げていきましょう。

以上、賛成討論とします。

○議長（米本 隆記君） 次に、この陳情に対して反対者の発言を許します。ありませんか。

次に、この陳情に対して賛成者の発言を許します。ありませんか。

○議員（12 番 近藤 大介君） 議長、12 番。

○議長（米本 隆記君） 12 番 近藤議員。

○議員（12 番 近藤 大介君） まずもって申し上げたいのは、鳥取県は全国でも最も低いほうの最低賃金であります。

やはり、世界ロシアがウクライナに侵攻する中で、世界的な経済不安がある、円安が進む、そうした中で、今後ますます物価が上昇する中で、県民の暮らし、町民の暮らし、ますます厳しくなっていくことが予想されます。

最低賃金が引上げられるように求めていくということは、大切なことであると思います。そういうことで、私は、今回の陳情には賛成したいと思います。

○議長（米本 隆記君） 次に、この陳情に対して反対者の発言を許します。ありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（米本 隆記君） 次に、この陳情に対して賛成者の発言を許します。ありませんか。その他討論はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから陳情第 1 号を採決します。お諮りします。

ゆっくり読みますので、よく聞いてください。

この陳情に対する委員長報告は不採択ですので、原案に対して採決します。  
この陳情を採択することに賛成の方は起立願います。

[ 賛成者起立 ]

○議長（米本 隆記君） 起立少数です。

したがって、陳情第1号は、不採択とすることに決定しました。

---

### 日程第33 発議案第1号

○議長（米本 隆記君） 日程第33、発議案第1号 令和4年度水田活用の直接支払交付金に関する意見書の提出についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。提出者 経済建設常任委員会委員長 大杖正彦議員。

○経済建設常任委員会委員長（大杖 正彦君） 令和4年3月定例会、発議案第1号 提案理由を申し上げます。

令和4年度水田活用の直接支払交付金に関する意見書の提出について、上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条第3項の規定により提出します。令和4年3月23日提出  
提出者 経済建設常任委員会委員長 大杖正彦。

提案理由のご説明をいたします。

令和4年度水田活用の直接支払交付金について、交付対象水田の見直しが検討されていますが、地域や現場の実情をふまえた決定とは考えられません。具体的には、水田転作が固定化している水田と稲作による水張り水田が、必ずしもブロックローテーションできるとは限りません。ローテーションができない水田を交付対象からはずすというのは乱暴すぎる話で、現場の混乱を招きます。

農業従事者は、今回の交付金を見越して中長期の計画を立てています。今後は、現場の声を聞きつつ、離農する農家が増加しない施策となるよう、本見直し案について改善を求めます。

それでは、意見書を朗読いたします。

令和4年度水田活用の直接支払交付金に関する意見書。

令和4年度農林水産省予算に係る米政策においては、主食用米の需給安定を図るため、戦略作物助成や産地交付金などの支援を行うことが予定されている。

しかし、水田活用の直接支払交付金の適用ルールの見直しにより、主食用米の需給のみならず、飼料用米や大豆、そば、飼料作物、本町の特産物であるブロッコリー、白ねぎなどといった転換作物の需給にも影響し、営農計画や地域の農業振興計画の変更が迫られ、農業所得の減少等も懸念される。

このことは、結果的に離農を助長し、農家戸数の減少を招き、農地集積などにも悪影響を及ぼし、耕作放棄地の増大に繋がり、食料供給の安定供給そのものをも脅かしかねない。また、基幹産業である農業の衰退は、地域そのものの崩壊に繋がるとの大きな危

機感を抱くものである。

については、「水田活用の直接支払交付金」交付対象水田の見直しに関して、地域の実情を十分に考慮し、生産現場の意見も踏まえたうえで、主食用米の需給安定を図り、多面的機能を有する農地を守るための制度運用と財政的な支援を強く要望する。  
記。

1. 湛水設備（畦畔等）を有し、用水供給設備を有している農地に関しては、令和 8 年度までに水張りが行われなくとも交付対象水田とすること。

2. 戦略作目等の本作化に向け取り組んだために交付対象水田とならなかった農地及び水田活用の直接支払交付金の適用ルール厳格化により除外された農地に関しては、別途、財政的支援を設けること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。令和 4 年 3 月 23 日。

鳥取県大山町議会議長 米本隆記。

宛先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、農林水産大臣でございます。以上、終わります。

○議長（米本 隆記君） これから発議案第 1 号令和 4 年度 水田活用の直接支払交付金に関する意見書の提出について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから発議案第 1 号発を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、発議案第 1 号は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第 34 議員派遣について

○議長（米本 隆記君） 日程第 34、議員派遣についてを議題にします。

会議規則第 127 条の規定により、配布しておりますとおり、令和 4 年 5 月下旬に、東京都で開催される全国町村議会議長・副議長研修会に副議長を、滋賀県大津市の全国市町村国際文化研修所で開催される令和 4 年 4 月 11 日と 12 日の市町村議会議員特別セミナーに吉原議員を、令和 4 年 5 月 9 日から 13 日の市町村議会議員研修に、小谷議員・西本議員・豊議員・島田議員を派遣するものであります。

お諮りします。議員派遣をすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣することに決定しました。

---

#### 日程第 35 ～ 日程第 39 委員会の閉会中の継続調査について

○議長（米本 隆記君） 日程第 35、総務常任委員会の閉会中の継続調査についてから日程第 39、議会運営委員会の閉会中の継続調査まで、計 5 件を一括議題にします。

総務常任委員会、教育民生常任委員会、経済建設常任委員会、広報常任委員会、議会運営委員会の各委員長から、委員会の所管事務について第 75 条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

#### 閉会宣告

○議長（米本 隆記君） これで本定例会に付議された案件は、すべて終了しました。会議を閉じます。

令和 4 年第 2 回大山町議会定例会を閉会します。

---

○議会事務局長（野間 光君） 互礼を行いますのでご起立下さい。一同礼。お疲れ様でした。

---

午前 11 時 8 分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する

議 長 米本 隆記

署名議員 島田 一恵

署名議員 森本 貴之